



AML全社リスク評価を有効に 実施するための基本的要素

背景

金融サービス業にとって、マネーロンダリングのリスクが存在することは議論の余地がありません。企業の地理的拠点や顧客の所在地だけでなく、顧客の属性、提供する商品・サービスやこれらの提供方法がリスクをもたらします。過去何十年も、金融活動作業部会(FATF)、政府・規制当局、ウォルフスバーググループのような業界団体は、アンチマネーロンダリング(AML)のリスク評価が健全なAMLコンプライアンスプログラムの礎になる、と強調してきました。

金融機関が実施する他のリスク評価と同様に、全社AMLリスク評価(以下「EWRA」という。)は、金融機関の固有リスクおよびリスク低減措置を評価して、マネーロンダリングに対する残存リスクを決定します。



リスク評価の結果は、金融機関がマネーロンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下、「マネロンリスク」と呼ぶ)へのリスクエクスポージャーを軽減するための具体的なリスク低減等における資源の優先配分に役立ちます。このような情報は、金融機関が必要に応じてリスクプロファイルを修正するなど、他の必要な措置を講じることを可能とします。例えば、リスク評価の結果、当該リスクを適切に管理することができないと判断した場合には、金融機関が特定のビジネスから撤退する結果となることもあり得ます。

有効性を維持するためには、リスク評価は機動的でなければなりません。ビジネスモデルの変化(地理的な拠点の拡大・縮小、新商品の導入、新しい顧客タイプの受け入れなど)、法的要件(EUの第5次マネーロンダリング指令、FinCENの顧客デューデリジェンスルール)あるいは技術的進歩により生じる新たなリスク等に対応するためにリスクプロファイルの変更が反映されるよう、定期的にリスク評価は見直されなければなりません。

金融機関は、AML EWRAの実施に相当の労力と費用を費やしてきました。ただし、リスク評価は重要であるという総意があるにも関わらず、AMLリスク評価に対する規制当局のガイダンスと要件は、時期と詳細度が世界各国で異なっています。とりわけグローバルな業務を行っている企業にとって、リスク評価のプロセスを正しく行うという、課題が追加されています。

例えば、米国では、健全性銀行規制当局が最初に、連邦金融機関検査協議会(FFIEC)のBSA / AML 審査マニュアル(2005年)の初版で、実質的なガイダンスが発表されました。それ以来、規制当局と金融サービス業の要件は更新され続けています。

「合理的に設計されたリスクベースのアプローチは、顧客および取引に関連する潜在的なマネーロンダリングリスクの度合いを計測するための枠組みをもたらし、潜在的に最大のマネーロンダリングリスクをもたらす顧客や取引に金融機関が集中できるようにします」

— The Wolfsberg Group, Guidance on a Risk-Based Approach for Managing Money Laundering Risks, 2006

英国では、金融行動監督機構(FCA)が引き続きAML EWRA、より広くは金融犯罪EWRAに関するガイダンスを提供し、金融機関が継続的にEWRAを実施するための好事例を提供しています。

日本では、金融庁(FSA)が2018年2月に初めてAMLのリスク評価を義務付けました。また、他の多くの国がリスク評価のガイダンス等を発出しています。

公表されている規制やガイダンスの違いや取り巻く環境の変化にも関わらず、ウォルフスバーググループのような団体の支援により、金融サービス業はそのリスク管理能力を強化し続けてきました。先進的な金融機関では、歴史的には(主観的かもしれない)定性的なアプローチから、定性的な情報と定量的な情報を組み合わせたAML EWRA

へ移行しつつあります。そのアプローチはより包括的で支持を得やすいリスクの見方を提供します。

「日本の金融機関はまだAMLリスク評価の方法論の発展途上の初期段階にあります。米国および欧州の金融機関がかつて直面していたのと同様の問題や課題の多くに対処するため、同じ道をたどると予想されます。」

— 石川 雅信 Protiviti Japan マネージングディレクター

課題

AML EWRAプロセスを進めることは容易ではなく、依然として多くの金融機関にとって重大な課題となっています。

- • • これらの課題の中で重要なものは、

01 利害関係者の期待に対する不適切な評価

02 リスクアペタイトと包括的なAMLプログラムとの整合性の欠如

03 データの可用性とアクセスの欠如

04 脆弱なサブリスク評価

05 方法論を文書化する難しさ

06 2つの側面におけるリスク軽減措置の評価

07 不十分なコミュニケーションの結果

08 自動化の非効率または欠如

本レポートでは、それぞれの課題と解決策について説明いたします。AML EWRAに焦点を当てつつ、ここに挙げたアプローチの背後にある原則は、経済制裁やその他金融犯罪関連のリスクのために同様のアセスメントを実施する際にも適用できます。

01 利害関係者の要件に対する不適切な範囲

課題

AML EWRAの結果は通常、ボトムアップで実施されますが(非常に小さな金融機関の場合には全社規模だけでリスク評価を作成するため除外)、出発点は大幅に異なる場合があります。ある金融機関ではデスクレベルまたはビジネスラインのレベルが起点となり、他の金融機関では法人ごとまたは国または地域を起点とする場合があります。さらに、以下でより詳細に論じているように、金融機関が望むAML EWRAの方法論と、実際のデータの収集・管理の方法との間に分断が生じていることがしばしば散見されています。

どのようなアプローチを採用したとしても、結果は複数の利害関係者を満足させるものでなければなりません。それは金融機関がその事業を管理・監督する方法と一致させる必要があります。金融機関の本国の規制当局の法令要件等および全社規模レベルではなく現地の法令要件を満たす必要がある場合には、現地法人等の取締役会における忠実義務を果たすことが求められることがあります。多くの場合、金融機関は、必要とされる全ての点でリスク評価の発見事項を提示することができない、ということの後から学びます。

解決策

さまざまな利害関係者のニーズを理解する

この理解を深めるには、取締役会、経営幹部、ビジネスリーダーおよび第2線のコンプライアンスチームを含む社内の利害関係者のニーズを確認することが必要です。それはまた、金融機関の地理的な拠点ごとの規制当局の法的要件等を確認することも意味します。多国籍金融機関の場合は、望まれる結果と期待に対する専門家としての見解を提供するため、現地のAMLコンプライアンスチームとの協業が求められるかもしれません。

照会に基づき、金融機関は利害関係者とその法的要件を記した完全な一覧表を作成し、必要に応じて現在の範囲、合算方法や報告方法を変更します。

「金融犯罪のリスクを管理することが複雑になるほど、特に複数の国・地域でビジネスラインが跨いで行っている場合には、首尾一貫したEWRAの実施は困難を伴います。例えば、顧客がグローバルで一貫した顧客リスク格付手法でリスク評価されない場合、ビジネスラインのリスクプロファイルに影響を与えることがあります」

— Matt Taylor, Protiviti London マネージングディレクタ

02 リスクアペタイトと包括的なAMLプログラムとの整合性の欠如

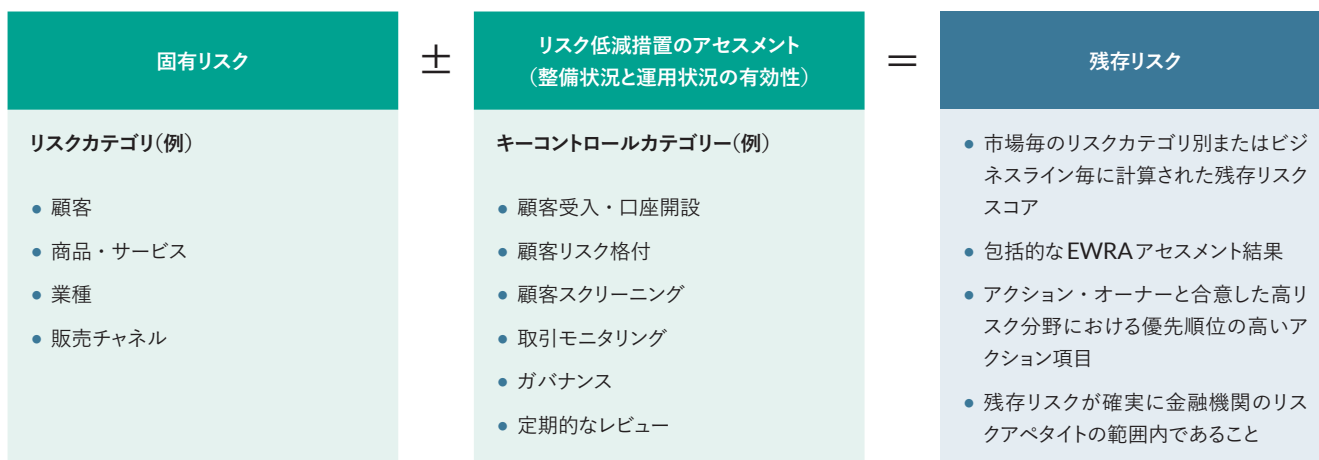
課題

リスクアペタイトステートメント(以下「RAS」という。)が確立されていない場合、AML EWRAの策定プロセスはその目的を達成できないことがあります。これは、リスク評価がチェックボックスにチェックを入れるだけで、結果として、他AMLコンプライアンスプログラム要素との明確な関連性が失われる場合にも生じる事象です。適切な整合性

が担保されなければ、金融機関は発見したギャップや許容できないリスクに対処するための計測可能な行動をとることができません。

金融機関の目的とリスクアペタイトをEWRAに埋め込むための方法の事例を以下に示します。

● ● ● ビジネスの目的とリスクアペタイト



金融機関のRASは、業務可能領域を表していることから、AML RASはEWRAを実行するための重要な構成要素となります。それでも多くの場合、金融機関はAML RASを詳細に規定していない場合や、RASは存在するが、リスク評価の結果とRASを比較することができない場合があります。RASは全社規模レベルで(例:ある金融機関は中程度以上の残存リスクを許容しない)あるいはデスク、ビジネスライン、または法人格レベル(例:デスク、ビジネスライン、または法人格は、10%を超える高リスク顧客受容しない)で設定されます。リスク評価の結果がRASでの許容範囲を超えた場合は、改善措置が取られます。

解決策

AML固有のRASを開発し、そのRASをEWRAプロセスに組み込む

一部の金融機関は、まず間違いなくAMLに特有の1つ以上のRASを開発する必要があります。RASが上級管理職や必要に応じて金融機関の取締役会によって採択された後は、リスク評価を実施し、現行のビジネス等が金融機関の許容範囲内であるか否かを確認する必要があります。これにより、金融機関は、ビジネスライン固有のリスクと関連するリスクを軽減する整備状況と運用状況の有効性に焦点を当てることが許されます。

03 データの可用性とアクセスの欠如

課題

規制当局が、AMLのリスク評価は動かぬ事実裏付けられている必要があるとの要件を明示しています。多くの金融機関は、不可能ではないにしてもキーデータ・エレメントを体系的に取り出すことが困難であるという現実と直面しており、金融機関全体でキーデータ・エレメントは標準化されておらず（纏めることも不能であり）、いくつかのケースでは存在さえしませんでした。

「EWRAを実行する際に金融機関が直面する最も重要な課題は、データに関するものです。目的とするデータがないだけでなく、利用可能なデータに簡単にアクセスできないという問題もあります」

— Shaun Creegan, Protiviti New York マネージングディレクタ

金融機関のリスクプロファイルを理解するための重要な一見単純な情報でも、取得が困難な場合があります。この活動はAMLコンプライアンスプログラムの他の要素にも役に立ちます。例えば、ビジネスラインXの高リスク顧客の割合を特定することは、複数のビジネスラインが同一の顧客を共有している場合や、顧客のオーナーシップが明確に割り当てられていない場合には困難になります。

特に複数のビジネスラインと無数のレガシーシステムを持つグローバル金融機関にとってのもう1つのデータに関する課題は、EWRAに入力する既存の管理情報を抽出できるかということです。例えば、複数のビジネスラインにおいて、高リスク業界でビジネスを行っている顧客の割合を決定するには、全てのビジネスラインで同じ手法で業界リスクを分類し、同じコーディング基準を使用して顧客に業種を分類している場合にのみ可能です。さらに、データのプライバシーやデータ転送の制限も、一部の金融機関においては、データ取得や報告において支障をきたします。

解決策

データの制限とデータの保存場所を知る

内部データの問題または法規制制限によるものかどうかに関わらず、利用できないデータに依存するEWRAの方法論を策定することは逆効果です。内部データの課題に対する短期的な解決策は、しばしば創造的な回避策を必要とします。例えば、顧客にビジネスライン毎の属性を確実に付けることができない場合、リスクの高い国・地域との送金金額・件数全体に対する割合を代替物として利用することがあります。代替策はまた、法的規制の制限にも用いられることもあります。

多くの金融機関にとって、内部データの課題に対する長期的かつ必然的な解決策は、重要なデータ・レメディエーションやデータ・エンハンスメントプログラムとなります。この活動は、AMLコンプライアンスプログラムの他の要素（例えば、KYC、マネジメント報告）にも役に立ちます。AMLコンプライアンスプログラムの他の要素にも、このようなプログラムは、AMLコンプライアンスの効率性と有効性を向上させるためにRegTechを利用するための先駆的な位置づけとなります。

その間、暫定的な改善であったとしても、AML EWRAの方法論に最も大きな影響を与える優先度が高いデータエレメントが品質を向上させます。

後述するように、利用可能なデータが特定されたら、リスク評価の更新を容易にし、一貫性を確保するためにデータソースを文書化すべきです。文書は、必要なデータが格納されたシステム名、または報告書の名称、データが利用可能になる頻度、データを提供する部門や担当者が含まれているべきです。

04 脆弱なサブリスク評価

課題

金融機関の顧客、商品・サービス、および地理的なリスク評価（総称して、サブリスク評価）は、AML EWRAへの重要な情報です。これらのサブリスクアセスメントが実施されていない、旧態依然であるか信頼性が低い、または評価を実施するための方法論が金融機関全体で統一されていない場合、EWRAの完全性が問題になります。

法的要件は世界各国で異なります。現地の規制当局が、金融機関とその顧客が事業を行っている国・地域のリスクについて常に同じ見解を共有しているとは限らないと理解することが重要です。

解決策

EWRAがサブリスク評価によってたっていることを理解すること

一部の金融機関は、サブリスク評価を強化するため、かつ/または各サブリスク評価手法を金融機関全体に一致させ、リスクに対する一貫した解釈を確立するためにEWRAの取り組みを立ち止まる必要があるかもしれません。

世界各国で法的要件が異なるために、サブリスク評価の方法論と結果を完全に一致させることができないと理解することが重要です。最も明白な例は、地理的リスクに関するもので、特定の国・地域の規制当局が、金融機関やその顧客が業務を行っている国・地域のリスクについて同じ見解を共有しているとは限らないからです。

それにも関わらず、目標は可能な限り一貫性と均一性を保つことにあります。サブリスク評価方法論を既に標準化している金融機関において、唯一必要な行動は、適時に最新の情報がAML EWRAに反映されるよう、サブリスク評価が計画されていることです。

05 方法論を文書化する難しさ

金融機関は、AML EWRA 方法論に関連したいくつかの課題に直面しています。これらには、透明で持続可能なアプローチの開発、リスク評価結果の定量化と報告、そして全体の見解を形成するために金融機関全体の調査結果の集計方法について合意することが含まれます。これらの各課題については、以下で個別に説明します。

課題

AML EWRA の開発に使用された方法論は透明性を欠いていることが多く、第三者がどのように結論に達したか理解することを困難にしています。ある方法論は、未確認の情報源を利用し、十分な手続きガイダンスと説明責任を欠き、そして適切な証跡を含まないかもしれません。結果として、AML EWRA プロセスは持続可能性と一貫性を欠いています。

「透明性のある方法論は、リスク評価結果の根底にある合理的根拠を裏付けるだけでなく、リスク評価の更新時の一貫性も担保します」

— Carol Beaumier, Protiviti New York シニアマネージングディレクター

解決策

透明性があり、合理的根拠に裏付けされた方法論を策定・実施する

この問題に対処するには複数の行動が必要です。

- EWRA を実施するために、方法論、成果物および合理的根拠を明確かつ明瞭に文書化すること。例えば、第1線と第2線の関係者に対する、標準化された質問票と文書化された統制一覧（例：金融機関が直面する固有リスクに対応するために、期待または採用可能なリスク軽減措置の一覧）により、情報の一貫した捕捉と解釈を可能とします。
- 方法論を策定し、EWRA を実施、それに従った内部プロセスを検証するための明確な責任と説明責任を割り当てます。ほとんどの大手金融機関では、3線すべてがこの共同の取り組みに関与します。
- 上記のデータの説明で示したように、リスク評価に使用されるすべての情報は、その情報源に紐づけられます。（例えば、高リスク国・地域との送金取引はx-y期間の送金部門が作成した「高リスク電信送金データ」と題する報告書に基づく）
- 上級管理職およびさまざまな関与者からEWRA方法論に関する建設的なフィードバックや有効な課題提示を求めます。どのように情報を収集、評価し、報告するのかに関するフィードバックは、金融機関がそのAMLリスクをより効果的かつ効率的に管理する際に役に立ちます。
- リスク評価プロセス、目標、方法論および結果の利用について、関与者に対して研修を実施します。

課題

最も重要なAML残存リスクを特定するために使用される加重値とリスクの範囲を裏付ける合理的根拠は、しばしば主観的であり、十分に裏付けられていません。

解決策

リスクのウェイトとリスクの範囲の設定を裏付けるために、業界のガイダンスと定量分析を使用します。

EWRAプロセスがより定量的になるにつれ、金融機関はリスクカテゴリに重みづけを行い、全体的な残存リスクを決定するためのリスクの範囲を設定する方向に動いています。以下の図を参照ください。

AML残存 リスク全体			
重みづけしたリスク スコア合計値	0～1.65	1.66～2.5	2.6～3.0



- ● ● ビジネスラインのAML EWRAの結果は以下のように要約されます。

固有リスク リスクカテゴリ	リスクカテゴリ毎の 残存リスク	カテゴリの 重みづけ	ポイントスコア	スコア
顧客リスク		0.35	1	0.35
商品リスク		0.35	3	1.05
地理的リスク		0.30	5	1.50
AML EWRA全体の固有リスクスコア:				2.90
AML EWRA全体の固有リスクレーティング:				高

リスクウェイトを主要なリスクカテゴリ(顧客、商品・サービス、国・地域)に割り当てるための万能な基準はありませんが、出発点として使用できる業界のガイダンスがあります。例えば、ウォルフスバーググループの「マネーロンダリングリスク管理に係るリスクベースアプローチ

チのガイダンス」の付録Iでは、金融機関はリスクウェイトを使用するに至った過程を文書化するとともに、潜在的なリスクの重みづけに関する例示的なガイダンスが記載されています。

リスクを裁量的に、高、中、低に分類し、高リスクの発見事項を管理または最小化するために範囲を決定したという疑問を引き起こすのではなく、むしろリスクの範囲はk平均法などの数学的アルゴリズムにより明確化ができます。このアプローチは、利用可能なすべてのデータを最も近いクラスターに割り当て、データの自然分類を視覚化します。

換言すれば、k平均法は、残存リスクを決定するために、金融機関自身のデータを使用した客観的な方法となります。しかしながら、結果は定性的にすべきです。例えば、不適切なデータ入力や重み付けが、派生したクラスターを歪める可能性があるため、範囲の適切性を確かめるためにサンプルを各派生クラスターから選択します。

さらに、視覚的なクラスターの検査のような技法の使用とエルボー法（例えば、データセット内のクラスターの首尾一貫性を検証する方法）における最適なkの特定は、リスクの範囲の数が妥当であることを検証するのに役立ちます。

課題

集約したリスクスコアを得るために、各デスク、ビジネスライン、国・地域、または法人格を同等に扱うと、全社のリスクを正確に表すことができない場合があります。そのため、金融機関は、説明可能でかつ透明性が担保された、明確な文書化された基礎となる方法論に基づく集計方法を開発することを強いられています。

解決策

集計方法を決定・文書化する

集計はしばしば複数のステップにまたがるプロセスとなります（例：デスクはビジネスラインに集計され、ビジネスラインは法人格に集計され、そして法人格は全社規模に集計される）。規制当局がどのように集計が行われるべきかについて法的要件を定めていない場合には、金融機関は独自の方法を決定する必要があります。可能なアプローチとしては、総資産または収益への貢献に基づいて重みをかけたリスクを集計する方法です。選択された方法は適切な合理的根拠によって裏付け・文書化され一貫して使用されるべきです。

「EWRAが恣意的であるという課題に対処するために金融機関が講じるべき重要なステップの1つは、リスク評価で使用されるすべてのリスクの重み付けとリスクバンド(範囲)の根拠を明確に文書化することです」

— Giacomo Galli, Protiviti Milan マネージングディレクター

06 2つの側面におけるリスク低減措置の評価

課題

採用可能なリスク低減措置の構成について合意が得られたら、リスク低減措置の有効性を迅速に評価することが重要です。リスク低減措置を評価するには、整備状況と運用状況という2つの側面があります。しかしながら、リスク低減措置が意図したとおりに機能していないことを示す経験的証拠(検証や監査の結果等)がある場合においても、AML EWRAは整備状況に焦点を当ててきました。

リスク低減措置の評価に関するもう1つの重要な考慮すべき事柄は、リスク低減措置が中央集中方式か分散方式のどちらで適用されるのかということです。この違いは一般的に、誰がリスク低減措置の整備と運用を評価するのか、そしてそれらがレビュー中の特定の領域にどのように影響するのかという点に影響を与えます。

「リスク低減措置の評価における矛盾を回避するために、リスク低減措置を一元的に評価し、影響を受けるすべての組織体に対して一貫性を担保した評価をすることが必要です」

— Bernadine Reese, Protiviti London マネージングディレクター

解決策

リスク低減措置の整備状況と運用状況を評価します

この問題を解決するために以下の事項が役立ちます。

- 中央集中管理と分散管理がどのように相互作用するかについて明確なガイダンスを提供すること。例えば、集中管理と分散管理は同じ重要性を持っていますか、分散管理は脆弱な集中管理などを補うことができますか。
- リスク低減措置の評価の矛盾を回避するために、中央集中管理は本社で一元的に評価し、影響を受ける全ての組織体に亘って一様に評価します。
- 利用可能なすべての情報(検証結果、監査結果、モニタリング結果、経営情報など)を活用して、1つ以上のAMLリスクを軽減するためのリスク軽減措置の有効性を決定します。

07 不十分なコミュニケーションの結果

課題

前述のように、AML EWRAには複数の利害関係者がいます。数百ページの膨大なリスク評価書で、結論を理解するために評価書の全てを読まなければならないとするならば、取締役、経営幹部、ビジネスリーダー、さらには規制当局の心に響くことはありません。

さらに、リスク評価書の厚さに関係なく、AML EWRAの結果は実行可能でなければなりません。リスク低減措置を強化する必要がある場所は明確に述べられているべきです。また、必要に応じて、新しくまたは増大したAMLリスクを反映するために、金融機関のAMLプログラムを更新する必要があることを示します。後者は、金融機関が高いと評価したAMLリスクを有効に軽減することが実施されていない場合に発生する可能性があります。

金融機関の現在のリスクプロファイルとその傾向に関する明確な重要事項の要約、リスクプロファイルと金融機関のRASとの比較、および受容できないリスクに対する対応策についての議論が必要です。

解決策

さまざまな利害関係者グループに結果を適切に伝えます

少なくとも、金融機関の現在のリスクプロファイルとその傾向に関する明確な重要事項の要約、リスクプロファイルと金融機関のRASとの比較、および受容できないリスクに対する対応策の議論が必要です。この文書だけでも、取締役会および経営幹部のニーズを満たすことができ、規制当局に対する結論の要約に役立ちます。もちろん、規制当局はすべての裏付けとなる分析と証拠文書を確認することとなります。

カスタマイズされた重要事項の要約は、他の利害関係者のためにも策定されるべきです(例：ビジネスライン、国・地域、または法人のリーダーには、それぞれの責任分野に合わせてカスタマイズされた抜粋を提供する必要があります)。

08 非効率、自動化の欠如

課題

リスク評価プロセスは、アンケートの配布と検証、さまざまな関係者へのインタビューと大規模なデータセットの依頼と分析に費やされる多大な時間を含め、本質的に手作業が多いものです。特に金融機関が、AMLリスクプロファイルの現在の見解を提供するために継続的かつ容易に評価するためのインフラストラクチャ、テクノロジー、または資源を持っていない場合においては、上記の作業の大部分が過去に遡った作業となります。

金融サービス業が技術革新とテクノロジーの利用を最大化することに焦点を当てている時代において、EWRAは、世界最大の金融機関の一部であっても、Excelスプレッドシートを使用して開発されることがよくあります。リスク評価を実施するにあたって、このような方法は煩わしいものです。アセスメントを完了しても、すぐに次の「更新」作業が始まります。このプロセスは人間によるエラーも多く発生します。

解決策

リスク評価プロセスを自動化します

金融機関がデータの課題を克服するまで、AML EWRAプロセスを自動化することは現実的ではありません。さらに、自動化には、自社開発システムや第三者ベンダー製品への多大な投資が必要になる可能性があり、複雑で多様な金融サービス業に必要な柔軟性を伴わないことがよくあります。AML EWRAプロセスを自動化するのは簡単なことではありませんが、利点を想像してみてください。リスクがリアルタイムで更新される機動的リスク評価がなされ、ロボットが継続的にリスク軽減措置をテストするのです。

「EWRAを作成するために、膨大な組織的な努力が払われています。プロセスは手作業で行われ、非常に時間を費やすため、結果よりもプロセスに注目が集まることがあります。このことが利害関係者全体にフラストレーションを与え、EWRAがボックスにチェックを入れるプロセスであるという心像をもたらします」

— Matthew Perconte, Protiviti New York マネージングディレクター

結論

データと自動化の課題は、いくつかの金融機関は依然として最適なEWRAプロセスの状況から何年も遅れていることを意味するかもしれませんが。この本書では、リスク評価の信頼性と有用性を向上させるために、金融機関が今日実行できる多くの手段があることを紹介しました。

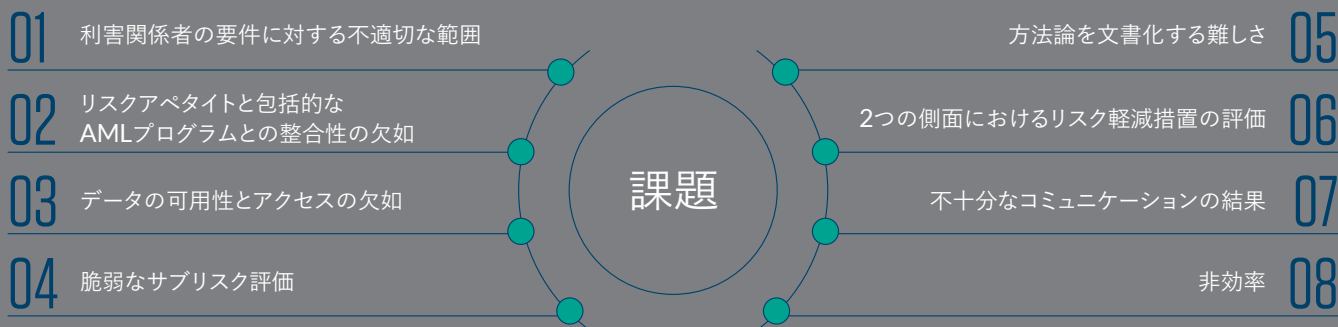
全社AMLリスク評価改善のための提言

- 全ての利害関係者のニーズを理解すること
- RASとEWRAとの整合をとること
- データの限界と格納場所を知ること
- サブリスク評価に依存していることを認識すること
- 透明性のあるEWRA方法論を整備し導入すること
- 結論を裏付けるために、業界のガイダンスと定量的分析を活用すること
- 全社のリスクスコアを得るために、ビジネスライン毎にリスクスコアを集計する方法を決定し、文書化すること
- リスク低減措置の整備状況と運用状況の双方を評価すること
- 結果としてのコミュニケーションを利害関係者のニーズ-リスクとアクションに焦点を当てたものに合わせること
- AML EWRAプロセスの自動化の目標を設定すること

有効なAML全社規模リスク評価のための基礎的要素


全社のリスク評価 (EWRA) プロセスを進化させることは、簡単なものではなく、AMLのリスク評価プロセスは多くの金融機関にとって依然として大きな課題となっています。これらの課題は、全社規模でのマネーロンダリングのリスクに関する見解だけでなく、各拠点での見解も求められる世界的な金融機関で拡大しています。

● ● ● これらの課題の鍵は




データと自動化の課題は、一部の金融機関は依然として最適なEWRAプロセスの状況から何年も遅れていることを意味します。しかし、リスク評価の信頼性と有用性を高めるために、金融機関が今日実行できる手段があります。

 全ての利害関係者のニーズを理解すること

 結論を裏付けるために業界のガイダンスと定量的分析を活用すること


 RASとEWRAとの整合をとること

 全社のリスクスコアを得るために、ビジネスライン毎にリスクスコアを集計する方法を決定し、文書化すること


 データの限界・格納場所を知ること

 リスク軽減措置の整備状況と運用状況を評価すること

 サブリスク評価に依存していることを認識すること

 結果としてのコミュニケーションを利害関係者のニーズ・リスクとアクションに焦点を当てたものに合わせる

 透明性のあるEWRA方法論を整備し導入すること

 AMLEWRAプロセスの自動化の目標を設定すること

プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとに的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。20カ国、75を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、オペレーション、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。

プロティビティは、Fortune 1000の60%以上、Fortune Global 500の35%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。

プロティビティは、1948年に設立され現在S&P500の一社であるRobert Half International (RHI)の100%子会社です。

連絡先

Carol Beaumier
Senior Managing Director
+1 212.603.8337
carol.beaumier@protiviti.com

Matthew Perconte
Managing Director
+1 212.479.0692
matthew.perconte@protiviti.com

Shaun Creegan
Managing Director
+1 212.708.6336
shaun.creegan@protiviti.com

Michael Brauneis
Managing Director, Americas Financial Services Leader
+1 312.476.6327
michael.brauneis@protiviti.com

Matthew Moore
Managing Director
+1 704.972.9615
matthew.moore@protiviti.com

Bernadine Reese
Managing Director
+44.20.7930.8808
bernadine.reese@protiviti.co.uk

Matt Taylor
Managing Director
+44.20.7930.8808
matt.taylor@protiviti.co.uk

Justin Pang
Director
+442070247574
justin.pang@protiviti.co.uk

Ronita Dutta
Director
+65.6220.6066
ronita.dutta@protiviti.com

Raymond Tsui
Director
+852.2238.0499
raymond.tsui@protiviti.com



THE AMERICAS

UNITED STATES

Alexandria
Atlanta
Baltimore
Boston
Charlotte
Chicago
Cincinnati
Cleveland
Dallas
Denver
Fort Lauderdale

Houston
Kansas City
Los Angeles
Milwaukee
Minneapolis
New York
Orlando
Philadelphia
Phoenix
Pittsburgh
Portland
Richmond

Sacramento
Salt Lake City
San Francisco
San Jose
Seattle
Stamford
St. Louis
Tampa
Washington, D.C.
Winchester
Woodbridge

ARGENTINA*
Buenos Aires

BRAZIL*
Rio de Janeiro
Sao Paulo

CANADA
Kitchener-Waterloo
Toronto

CHILE*
Santiago

COLOMBIA*
Bogota

MEXICO*
Mexico City

PERU*
Lima

VENEZUELA*
Caracas

EUROPE, MIDDLE EAST & AFRICA

FRANCE
Paris

GERMANY
Frankfurt
Munich

ITALY
Milan
Rome
Turin

NETHERLANDS
Amsterdam

SWITZERLAND
Zurich

UNITED KINGDOM
Birmingham
Bristol
Leeds
London
Manchester
Milton Keynes
Swindon

BAHRAIN*
Manama

KUWAIT*
Kuwait City

OMAN*
Muscat

QATAR*
Doha

SAUDI ARABIA*
Riyadh

UNITED ARAB EMIRATES*
Abu Dhabi
Dubai

EGYPT*
Cairo

SOUTH AFRICA*
Durban
Johannesburg

ASIA-PACIFIC

AUSTRALIA
Brisbane
Canberra
Melbourne
Sydney

CHINA
Beijing
Hong Kong
Shanghai
Shenzhen

INDIA*
Bengaluru
Hyderabad
Kolkata
Mumbai
New Delhi

JAPAN
Osaka
Tokyo

SINGAPORE
Singapore

*メンバーファーム

プロティビティ LLC

お問い合わせ先：マーケティング部 pj-mktg@protiviti.jp

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル Tel. 03-5219-6600 [代表] Fax. 03-3218-5533

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル Tel. 06-6282-0710 [代表] Fax. 06-6282-0711 protiviti.jp

© 2019 Protiviti Inc. All rights reserved.

protiviti®